## 第1-2-(3) 林業信用保証業務-代位弁済率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ	2. 主な経年データ										
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
今期保証引受累計額① (百万円)		148, 427	28, 262	59, 935	89, 287	110,087					
今期代位弁済額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)		1,670	158	316	487	583					
代位弁済率(②÷①)	中期目標期間中 の代位弁済率: 2.03%以下	1.13%	0.56%	0. 53%	0.55%	0.53%					

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					
中州口信	中期計画	土な計画指示	業務実績	自己評価				
(3) 代位弁済率の低減に向けた	(3) 代位弁済率の低減に向けた	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>				
取組	取組	○ 中期目標期間中の	○ 平成30年度から令和3年度までの4年間の代位弁済率は0.53%であり、現時点で定	評定:A				
中期目標期間中に保証契約	中期目標期間中に保証契約	代位弁済率: 2.03%	量的指標(2.03%以下)を達成している。	中期目標期間中の代				
を締結した案件の代位弁済率	を締結した案件の代位弁済率	以下		位弁済率は、令和3				
が抑制されるよう、以下の取組	が抑制されるよう、以下の取組		ア 保証審査協議会への付議及び融資機関との情報共有	年度末で0.53%であ				
を行う。	を行う。	<その他の指標>	○ 適正な引受審査	り、定量的指標				
ア 財務状況の的確な判断等	ア 財務状況の的確な判断等	なし	新規・増額・財務内容不良案件等について、債務保証審査協議会に付議した結果、	(2.03%)を達成する				
による適正な審査を目的と	による適正な審査を目的と		財務内容不良等による拒否・再協議等は、1,197件中30件(平成30年度~令和3年度	見込みである。				
する保証審査協議会への付	する保証審査協議会への付	<評価の視点>	累計)であった。	代位弁済率が抑制さ				
議、期中管理のための融資機	議、期中管理のための融資機	代位弁済率の低減に向	保証引受審査担当者が一定水準以上・同一目線での審査を円滑に行えるよう、令	れるよう、適正な引				
関との情報共有の取組を進	関との情報共有の取組を進	けて、適正な審査の実	和3年10月に「債務保証審査マニュアル」を改正し、併せて審査効率化の観点から	受審査及び適切な期				
める。	める。	施、部分保証や融資機	債務保証審査協議会への付議対象を特に財務内容が不良な先とする見直しを行っ	中管理を融資機関と				
イ 融資機関との適切なリス	イ 融資機関との適切なリス	関のプロパー融資との	た。(令和3年10月以降の拒否・再協議等:2件)	適切に情報共有を行				
ク分担を図るとの観点から、	ク分担を図るとの観点から、	組み合わせによる融資		い確実に実施した。				
林業者等の負担や国庫負担	林業者等の負担や国庫負担	機関とのリスク分担等	○ 融資機関との情報共有	保証割合について、				
の増加を避けることに留意	の増加を避けることに留意	の取組は行われている	引受審査時に融資機関から事案の内容や支援方針等を聴取する一方、信用基金か	代位弁済リスク軽減				
しつつ、部分保証や融資機関	しつつ、部分保証や融資機関	か	らも林業・木材産業の状況や保証利用に係る要件等を説明し、審査に必要な情報を	が期待される部分保				
のプロパー融資との組み合	のプロパー融資との組み合		互いに共有した。	証(80%保証)を原則				
わせを推進する。	わせを推進する。			とする見直しを行				
【指標】	【指標】		○ 適切な期中管理等	い、関係者への丁寧				
〇 中期目標期間中の代位弁	〇 中期目標期間中の代位弁		・・実質管理案件について、管理表を作成し、半年ごとに融資機関を通じて収集し	な説明を行いなが				
済率 (直近5年の平均実績:	済率: 2.03%以下		た財務状況や借入金の返済状況等を確認するなど、適切に期中管理を行った。	ら、令和3年10月以				
2. 03%)			・経営状況が悪化した保証先について、専門家を交え事業再生計画の進捗等につ	降の保証引受に適用				
<想定される外部要因>			いて議論する再生支援協議会等主催のバンクミーティングに出席又は取扱融資	した。その結果、部				
・ 代位弁済については、経済			機関を通じてミーティング内容を把握した。(平成30年度〜令和3年度累計68	分保証の引受実績は				

情勢、国際環境の変化、災害 の発生、法令の変更等の影響 を受けるものであるため、評 価において考慮するものと する。	件)。融資機関協調支援の場合には保証機関として協調する等、保証先の経営健全化への支援に向けた管理を行った。 ・ 事故の予見段階の手続・対応を整備することで、事故の発生防止等に資するよう、令和3年10月に「求償権等の管理マニュアル」を改正し、予見通知制度の重要性、具体の手続を整理して融資機関へ周知した。	大幅に伸長した。 以上のとおり、中期 目標を上回る水準の 取組を行ったことか ら、Aとする。
	イ 融資機関との適切なリスク分担	<課題と対応> -
	○ 令和3年10月に、保証割合を原則80%とし、100%保証の対象は災害復旧等に必要な資金及び制度資金に係る保証とする見直しを行い、以降の保証引受に適用した。その結果、令和3年度の部分保証の引受実績は533件、部分保証の案件の割合は75.2%となり、前年度実績を大幅に上回った。(令和2年度:316件、33.9%)なお、既往債務についての上記見直しの適用は、個別に協議して決定することとしており、関係融資機関、被保証者に十分な説明ができるよう、通常の協議期間の概ね2倍の期間を設けて協議を行った。	

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	A
<評定に至った理由>	
代位弁済率の目標値の達成度合が 120%以上のため、「A」評価が妥当である。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
-	
<その他事項>	

## 第1-2-(4) 林業信用保証業務-求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ	2. 主な経年データ											
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報				
回収金収入実績(百万円)	-	269	281	157	217	134						
回収向上に向けた取組の実施	<b>运状</b> 况											
全求償権の回収方策等 に関する検討会の開催 回数	年2回以上	2回	20	2回	2回	2回						
弁済が滞っている先へ の催告回数	年2回以上	3回	2回	3回	2回	3回						
債権回収業者との打合 世回数	年2回以上	2回	3回	2回	3回	2回						

	世回数	年2回	回以上	2回	3回		2回	3	回	2回			
	1		•	1								-	
3	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価												
	中期目標			中期計画	 主な評価指	種	法人の業務実績・自己評価						
	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,									業務実績			自己評価
(4	4) 求償権の管理・回収の取			室の管理・回収の取組 の	<主な定量的指	[標>		業務実績>					<自己評価>
	求償権の回収については		3 15 11.	重の回収については、求	なし			賞権の回収方策等					評定:A
	償債務者の特質に応じた			<b>觜の特質に応じた回収</b>							「るため、回収方策等		求償権の回収向上に
	方策を検討し、催告頻度の			対し、催告頻度の増加	< その他の指標						·令和3年度累計)開		向け、定期的に、全
	や債権回収業者(サービサ	,		]収業者(サービサー)	〇 回収向上に		まないタ	もに対して、催告	書の	送付、法的手続の	)実施等の回収方策の	見直しを行った。	求償権先における回
	の効果的な活用等、回収向			な活用等、回収向上に	取組の実施状								収方策等に関する検
	向けた取組を着実に行う。			双組を着実に行う。	· 全求償権の			が滞っている先^		_			討会を開催し、債権
	【指標】		【指標】		策等に関する						その額が弁済能力に		回収業者との打合せ
	○ 回収向上に向けた取			又向上に向けた取組の	の開催回数:	年2回					Dベ145先(平成30年原	度~令和3年度累	を行って、回収の進
	実施状況(回収方策の検		実施状	•	以上		計)に対	送付して、弁済 <i>の</i>	)開始、	、再開又は増額を	と促進した。		捗状況を確認し、回
	況、催告頻度、債権回収	業者		は償権の回収方策等に関	・弁済が滞っ								収の進まない先に対
	の活用状況等)			討会の開催回数:年2	先への催告回	]数:年		回収業者との打合					する回収方策を見直
			回以上		2回以上						]収の進捗状況を確認		した。また、催告書
			・弁済	が滞っている先への催	· 債権回収業	美者との しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょう かいしん しょう かいしん しんしん しゅうしん しゅうしん しゅうしん しゅうしん しゅうしゅう しゅうしゃ しゃりん しゅうしゃ しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく し	収業者と	と打合せを毎年度	[2回]	以上、累計10回	(平成30年度~令和3	年度累計)行い、	の送付、法的手続に
				女:年2回以上	打合せ回数:	年2回	回収方領	<b>策等の必要な措置</b>	を指	示した。			着実に取り組んだ。
			<ul><li>債権</li></ul>	回収業者との打合せ回	以上								加えて、現地訪問・
			数:年	三2回以上				手続の実施					面談を実施し、債務
					<評価の視点>	•	保証信	責務等履行請求訓	秘、7	不動産競売申立な	ど法的手続(平成30年	年度~令和3年度	者の現況に応じた回
					求償権の回収向	引上に向	累計25億	牛)を実施した。					収方策を検討し、回
					けて、求償権の								収向上に向けた取組
					策等に関する格		〇 上記	こ加え、現地訪問	及び面	面談を行って、債績	<b>務者の現況に応じた回</b>	図収方策を検討し、	を強化した。以上の
					弁済が滞ってい		回収向	上に向けた取組を	強化し	した(平成30年度	~令和元年度累計13	先。令和2年度以	回収促進策を的確に
					の催告等の取組	且は行わ	降コロ	<b>ト禍により一時中</b>	断中)	)。			実施した結果、回収
					れているか								が進み、求償債務は

		○ 以上の回収促進策を的確に実施し回収に尽力した結果 期首の平成30年度当初時点で203件、40億円あった求償債 149件、24億円と大幅に減少した。		大幅に減少した。 以上のとおり、中期 目標の水準を上回る 取組を行ったことか ら、Aとする。 <課題と対応> -
4. 主務大臣による評価				
	主務	<b>計算による評価</b>		
評定			В	
		へと減少したものの(▲16 億円)、この4年間(H30〜R3) ないことから、「B」評価が妥当である。	の回収金の合計は約8億円(	年平均2億円)であり、

<その他事項>

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

第1-2-(5) 林業信用保証業務-利用者のニーズの反映等

2.	主な経年データ
۷.	土な栓牛ナーク

評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
木材製造業者を対象とし たアンケート調査回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回		
都道府県、林業関係団体 等との情報・意見交換回 数	年2回以上	4回	5回	2回	6回	5回		
相談窓口の開設回数	_	6回	8回	6回	7回	8回		

	, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• • • •					
3. 中期目標期間の業務に係る目標	票、計画、業務実績、中期目標期間評	F価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				
中期日保 	中期51回 	土は計画指標	業務実績	自己評価			
(5) 利用者のニーズの反映等	(5) 利用者のニーズの反映等	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>			
都道府県、林業関係団体等と	都道府県、林業関係団体等と	なし	○ 林業・木材産業者の資金調達の状況、林業信用保証制度の認知度、利用に係るニー	評定:B			
の情報・意見交換やアンケート	の情報・意見交換やアンケート		ズ等を把握するためのアンケート調査を毎年度2回、累計8回(平成30年度~令和3	林業・木材産業者へ			
調査を通じて、林業信用保証制	調査を通じて、林業信用保証制	<その他の指標>	年度)実施した。	の調査や林業・木材			
度に関する利用者のニーズを	度に関する利用者のニーズを	○ 利用者ニーズの反		産業関係団体、都道			
把握し、業務運営に適切に反映	把握し、業務運営に適切に反映	映等状況	〇 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換を、以下のとおり、18回(平成30年	府県との情報・意見			
させるとともに、林政上の課題	させるとともに、林政上の課題	・ 木材製造業者を対	度~令和3年度累計)行った。	交換等を通じてニー			
に対応し、林業者等のニーズも	に対応し、林業者等のニーズも	象としたアンケート	・ 都道府県林業信用保証担当者会議を開催し、制度資金に係る都道府県の認定計	ズを把握するととも			
踏まえ、本制度の利用拡大に向	踏まえ、本制度の利用拡大に向	調査回数:年2回以	画への対応状況把握等の情報交換を実施(6回)。	に、基金法改正に基			
けて、保証割合などの保証条件	けて、保証割合などの保証条件	上	・ 都道府県ごとに木材関係団体等に委嘱している相談員を対象とした会議を開催	づく出資持分の払戻			
や必要な運用の見直し等を行	や必要な運用の見直し、平成30	・ 都道府県、林業関	し、各地の林業者等のニーズ把握などの情報交換を実施(1回)。	し、森林経営管理法			
うほか、災害発生時等に必要に	年の基金法改正に基づく出資	係団体等との情報・	・ 在京の中央団体への訪問やウェブ会議等により、都道府県、林業・木材産業関係	に基づく経営改善発			
応じて相談窓口を開設し、融資	持分の払戻しの計画的な実施、	意見交換回数:年2	団体等とコロナウイルス感染症の影響下での制度利用、林業信用保証制度の運用、	達に係る制度周知に			
機関等と連携して対応する。	森林経営管理法(平成30年法律	回以上	普及等について情報・意見交換を実施(11回)。	取り組んだ。発災時			
【指標】	第35号)第46条に規定する林業	・ 経営の改善発達に		等には相談窓口を開			
〇 利用者ニーズの反映等状	経営者に対する経営の改善発	係る制度周知、助言	〇 アンケート調査や情報・意見交換を通じて把握した意見等を踏まえ、資金需要等が	設して対応してお			
況(意見募集や情報・意見交	達に係る助言等に取り組むほ	等の件数	見込まれる地域の把握や効果的な情報発信手法の検討を行い、制度普及に活用した。	り、中期目標を達成			
換等の実施状況、相談窓口開	か、災害発生時等に必要に応じ	・相談窓口の開設回		すると見込まれるこ			
設回数等)	て相談窓口を開設し、融資機関	数	〇 出資に関する制度改正について、平成30年度に出資持分の払戻しが可能な全出資者	とから、Bとする。			
	等と連携して対応する。また、		へ通知するとともに、基金ウェブサイト等で周知を行った。払い戻しの希望のあった				
	相談や苦情等に対して適切に	<評価の視点>	988者に対し、7億15百万円の払い戻しを遅滞なく行った(平成30年度~令和3年度累	<課題と対応>			
	対応する。	制度の利用者のニーズ	計)。	_			
	【指標】	を把握し、業務運営に					
	○ 利用者ニーズの反映等状	反映させる取組は行わ	〇 森林経営管理法に基づく経営改善発達に係る制度周知を、以下により、321回(令和				
	況	れているか	元年度~令和3年度累計)行った。				
	・ 木材製造業者を対象とした		・ 関係団体、都道府県庁、事業者等を訪問し、制度説明を行った(298回)。				
	アンケート調査回数:年2回		・ 林野庁主催の研修等の機会を捉え説明資料の配付を行った(13回)。				

以上	・ 経営管理実施権を設定した市町村に対し、説明資料を送付した(10回)。
<ul> <li>都道府県、林業関係</li> <li>との情報・意見交換回</li> <li>2回以上</li> <li>経営の改善発達に係</li> <li>周知、助言等の件数</li> </ul>	・ 会 は 会 は 会 で は まま は かま は まま は まま は まま は まま は まま は
・ 相談窓口の開設回数	

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

В

<評定に至った理由>

中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

\_

<その他事項>

\_

5. その他参考情報

## 第1-2-(6) 林業信用保証業務-林業者等の将来性等を考慮した債務保証

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

LL	I									
3. 中期目標期間の業務に係る目標	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価									
L #0 = 1#	1 49-1	> /	法人の業務実績・自己評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	業務実績	自己評価						
(6) 林業者等の将来性等を考慮	(6) 林業者等の将来性等を考慮	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>						
した債務保証	した債務保証	なし	○ 中期目標期間の最終年度までのマニュアル整備、本格導入に向け、平成30年度より、	評定:A						
債務保証の審査に当たって	債務保証の審査に当たって		林業者等の将来性等を考慮した債務保証の考え方、林業・木材産業の特質に応じた非	林業者等の将来性等						
は、財務状況等の分析に基づく	は、財務状況等の分析に基づく	<その他の指標>	財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定に係る検討を進め、下記のとおり取り組	を考慮した債務保証						
判断に加え、林業者等の今後の	判断に加え、林業者等の今後の	なし	んだ。	の考え方、林業・木						
事業展開に伴う経営の将来性	事業展開に伴う経営の将来性		・ 林業・木材産業への起業を支援する観点から、これまでは決算書がないために保	材産業の特質に応じ						
を従来以上に見通すことが必	を従来以上に見通すことが必	<評価の視点>	証の対象外であった新規創業者に対し、新たに将来性評価の導入によって保証対象	た非財務情報の検討						
<mark>要となっている</mark> ことから、林	要となっていることから、林	林業者等の将来性を評	とできるようにする仕組みについて整理し、その保証引受の試行を令和2年7月か	項目の抽出と判断基						
業・木材産業専門の債務保証を	業・木材産業専門の債務保証を	価した債務保証に関す	ら開始した。	準の設定に係る検討						
行う機関としての知見を活か	行う機関としての知見を活か	るマニュアル整備に向	・上記の取組を進める中で、他産業を営む者で新たに林業・木材産業に参入する者	を着実に進め、令和						
し、林業者等の将来性を考慮し	し、林業者等の将来性を考慮し	けた取組は行われてい	については、既往事業の財務諸表を有する点において上記の新規創業者とは異な	2年度には新規創業						
た債務保証に取り組み、中期目	た債務保証に取り組むことが	るか	り、別の取扱いが必要であることが明らかになった。	者に対する保証引受						
標期間の最終年度までに、林業	重要である。		上記実状を踏まえ、他産業から林業・木材産業への参入による新分野進出を支援	の試行を開始した。						
者等の将来性を評価した債務	このため、林業・木材産業の		し林業就業者の拡大を図る観点から、そのような取組を行う者について、新規創業	加えて、上記の取組						
保証に関するマニュアルを整	特質に応じた非財務情報の検		者とは区分して、将来性評価を新たに導入することとし、その保証引受の試行を令	を進める中で、別の						
備し、本格導入するとともに、	討項目の抽出と判断基準の設		和3年10月から新たに開始した。	取扱いが必要である						
職員の審査能力向上の取組を	定、検証といった試行を平成30		・ 令和2年度からの保証引受の試行結果(令和2年度~令和3年度の累計11件)や	ことが明らかになっ						
実施する。	年度から実施し、中期目標期間		職員の審査能力向上の取組の成果を踏まえ、将来性評価マニュアルを整備し、令和	た新分野進出者につ						
<目標水準の考え方>	の最終年度までに、林業者等の		4年度下半期の早い段階で本格導入の見込み。	いても、中期目標期						
・ 林業者等の将来性の評価に	将来性を評価した債務保証に			間中に、新規創業者						
ついては、これまで体系的な	関するマニュアルを整備し、本		○ 上記の将来性評価の導入に向けた検討状況については、令和3年9月に開催した林	とは区分して、将来						
方法が十分確立されていな	格導入するとともに、職員の審		業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。	性評価を新たに導入						
かったことを踏まえ、マニュ	査能力向上の取組を実施する。		その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。	することとし、その						
アルの整備に当たっては、林			https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-rin.html	保証引受の試行を令						
業・木材産業の特質に応じた				和3年度に開始する						
非財務情報の検討項目の抽				という、より積極的						
出と判断基準の設定、検証と				な取組を行った。						
いった試行を平成30年度か				以上のとおり、中期						
ら実施することとし、最終年				目標を上回る水準の 取組を行ったことか						
度までに本格的に導入する ことが適当。				<sub>収組を付ったことが</sub>   ら、Aとする。						
ことが適ヨ。				り、AC9る。						

					<課題と対応> -			
4. 主務大臣による評価	4 主務大臣による評価							
主務大臣による評価								
				В				
<評定に至った理由>	- 侍教伊証の引承に答する取組として	前側がたい中で新規創業		モ7日から)オスレレキ!	- その過程で新規創業			
者とは別の扱いが必要となること	が明らかになった新分野進出者につ	いても、独自に保証引受 $\sigma$	D試行を開始(令和 3 年 10 月から)するなど法人の積極的な取組(					
野進出者の引受に当たっての視点に顕著な差異があるとまでは言えず、所期の目標を上回る成果があったとは判断し難いことから、「B」評価が妥当である。								
<指摘事項、業務運営上の課題及び	で改善方策>							
- <その他事項>								

## 第1-2-(7) 林業信用保証業務-事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての 点検及び見直しの検討	年1回以上	1回	1 🛭	2回	2回	2回		
標準処理期間内の処理								
保証審査	7日	98.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
代位弁済	135日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
出資持分の払戻し	30日			100.0%	100.0%	100.0%		
貸付審査	3日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
担当部署及び会計部署に おける点検実施件数	-	1,616件	1,562件	1,558件	1,380件	1,177件		

	<b>保証番</b> 貸		7日 98.8%	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%			
	代位弁済	13	5日 100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%			
	出資持分の払戻し	3	0日			100.0%	100.0%	100.0%			
	貸付審査		3日 100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%			
担	当部署及び会計部署に		- 1,616件	1,562件		1,558件	1,380件	1,177件			
おり	ける点検実施件数		1,0101	1, 3021		1,0001	1,3001	1,177			
3.	中期目標期間の業務に	「係る目標、計画	ī、業務実績、中期目標期 <b>ī</b>	間評価に係る自己評	価						
	中期目標		中期計画	主な評価技	5抽			法人の業	終実績・自己評価		
	中期日际		中别可凹	土な計画が	日信示			業務実績			自己評価
(7)	事務処理の適正化及	び迅速 (7)	事務処理の適正化及び迅流	速 <主な定量的排	旨標>	<主要な	業務実績>				<自己評価>
1	比	化		なし		ア業務	処理方法についての	点検及び見直しの実施	<b>施状況</b>		評定:A
	利用者の手続面での	負担の	川用者の手続面での負担(	0		〇 利	用者の手続面での負	担の軽減や業務の質的	的向上を図るため、業務	<b>外処理方法につ</b>	利用者の手続面での
į	経減や業務の質的向上	.を図る 軽:	載や業務の質的向上を図る	る <その他の指標	票>	いて	点検し、必要に応じ	見直しを行った。主ス	な取組は以下のとおり。		負担の軽減や業務の
7	ため、次の事項を実施し	八適正 た	か、次の事項を実施し、適正	E ○ 業務処理プ	方法につ	・ 出資持分払戻しに係る申請手続の効率化を図るため、令和元年 10 月に申請書					質的向上を図るため、業務処理方法に
	な事務処理を行うととも	-	『務処理を行うとともに、?		いての点検及び見直		類を簡素化した。				
	の迅速化を図る。		R速化を図る。	しの実施状況		・ 保証引受審査の実状を点検し、結果を踏まえ、信用基金の保証引受審査担当者				ついて点検及び見直	
-	アー保証引受、代位弁済		保証引受、代位弁済等の名			が、マニュアルの活用により一定水準以上・同一目線での審査を円滑に行えるよ				しを行っている。	
	業務について、利用者		巻務について、利用者の利信						ュアル」を改正した。ま		加えて、令和3年度
	性の向上等に資する		生の向上等に資する観点が		¥1回以				レの見直しを行う規定を	を設け、継続し	に、新たに林業信用
	ら、事務手続の簡素化		6、事務手続の簡素化等業績	-		て点検及び見直しが行われるよう措置した。 ・ 債権管理に関する業務処理状況を点検し、令和3年 10 月に、「求償権等の管理				15 NV 15 55 - 55	保証業務運営の検証
	処理の方法について		型理の方法について毎年原 								委員会を立ち上げ、
	点検を実施し、必要に		5検を実施し、必要に応じ <sup>-</sup>		」の実施	マニュアル」を改正して事故通知接受の手続・対応等を整備し、事務の効率化を 図った。また、毎年度定期的に点検を行い、必要があればマニュアルの見直しを					業務の実施に係る点
	見直しを行う。		記直しを行う。 ==>	状況	n = 1	_					検等を行う体制を強
	指標】 これなの四十六につ	11番		2 担当部署及		红.	つ規定を設け、継続	し(点検及ひ見直し)	が行われるよう措置した	/=。	化するとともに、そ
(	) 業務処理方法につ		業務処理方法についての		る只快美	O A:		ト I- 甘 <u></u>	ᇚᄱᇎᄴᅑᄬᄥᄼᆉᆉᆍ	乔무스+++ L	の結果を林業信用保
	- 点検及び見直しの実施 イ- 保証引受、代位弁済		₹検及び見直しの実施状況 業務処理方法についての!	施件数		_			用保証業務運営の検証委		証業務運営委員会に おいて説明・意見交
	1   休証51文、11位开湃   務について、審査等の		・乗務処理方法についての! 食及び見直しの検討:年1[	**					賞権等の管理マニュアル 施に係る点検等を行う		めいて説明・思見父 換し、信用基金ウェ
	務に ういて、番直寺の を確保しつつ、標準処	. — . —	RXO兄旦しの快訪・サービ 大上	1   <評価の税点>		た。	しの取組を占め、体	未旧用体证未伤の天	他に依る点検寺を行う	が中心を強化し	一揆し、旧用基立フェ ブサイトで公表する
	を確保してり、 保存処理を行う		ヘ⊥ 業務処理方法についての!				コの業務運営の検証	<del>太昌仝の</del> 盆里についっ	ては、透明性確保のため	カ 今和1年2	- フリイトで公衣する   - ことにより、透明性
< E		•	・果研処理力法についての。 直しの実施状況	1 向上を図るため					とは、透明に確保のため おいて説明・意見交換る		を確保する、という
`'	ョ <del>は水平のち</del> たガラ ・ 前中期目標期間にお		3000天紀状況 保証引受、代位弁済等の第					<del>皿未物建西女貝会にで</del> ウェブサイトで公表し		C 13 7/C0	より積極的な取組を
	目標(85%以上の処理		・ 除について、審査等の適正!			_			/uneiiinkai-rin.html	I	行った。
	口小 (03/05/11/7/207/2014	E/ V/PE   /	加こ 2 ( ) 日日 寸 ( ) 旭 工	T   101C17177C4X1	エロンココン	<u> </u>	3-// WWW. JUILIC. 90	JP/ WIIGES_NINIII/ UIICI	/ uncillinal illi.	<u>L</u>	13 2/00

実な達成が見込めるため、本 を確保しつつ、以下の標準処 れているか また、標準処理期間 中期目標期間においては、一 理期間内に案件の処理を行 内の事務処理の達 層の業務の見直しによる業 う。 イ 標準処理期間内の事務処理 成、保証料や貸付金 (ア)保証審査 7日 の徴収を確実に行っ 務処理の迅速化を求めるた ○ 事務は、台帳等で進捗を管理することにより迅速な処理に努め、標準処理期間内 め、目標を15ポイント引き上 (イ)代位弁済 135日 に全て処理を行なった。 げ、全ての案件を標準処理期 (ウ) 出資持分の払戻し30日 以上のとおり、中期 (工)貸付審査 3日 ウ 保証料や貸付金の確実な徴収 間内に処理することが適当。 目標の水準を上回る ウ 保証料の誤徴収事案等の ○ 保証料について、担当部署及び会計部署のそれぞれの部署が把握している金額を なお、利用者からの提出書 取組を行ったことか 類・データの不備の補正に要 再発防止策を踏まえ、保証料 担当部署の複数の職員が突合し、正確性の点検を行い、定められた納入期日までに ら、Aとする。 した期間など、信用基金の責 の徴収に当たっては、請求・ 確実に徴収した。 めに帰すべき事由とならな 納入の都度、担当部署及び会 <課題と対応> いものについては、標準処理 計部署において正確性の点 ○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。 期間から除くことが適当。 検を実施し、保証料を確実に ウ 保証料の誤徴収事案等の 徴収する。 再発防止策を踏まえ、保証料 また、貸付金については、 の徴収に当たっては、請求・ 確実に回収する。 納入の都度、担当部署及び会 【指標】 計部署において正確性の点 ○ 担当部署及び会計部署に 検を実施し、保証料を確実に おける点検実施件数 徴収する。 また、貸付金については、 確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署に おける点検実施状況

4	主称:	十日	1.二上	ス証	価

主務大臣による評価

<u>評定</u> <評定に至った理由>

В

事務処理の適正化及び迅速化に資する取組として、法人が独自に、林業信用保証業務運営の検証委員会を立ち上げたこと等については評価できるものの、当該委員会は、既に農業信用保険業務及び漁業信用 保険業務において設置されているものと同様のものと認められる。

このことを考慮すれば、所期の目標を上回る成果があったとは判断し難いことから、「B」評価が妥当である。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

へての心事項~

5. その他参考情報

\_

中期目標期間評価(見込評価) 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

## 1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-3 漁業信用保険業務

2. 主要な経年データ 主要な参考指標情報		主要なインプット情報(財務)	主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定	(第1一3一(1)参照)		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)		
(3) 求償権の管理・回収の取組       (第1-3-(3)         (4) 利用者のニーズの反映等       (第1-3-(4)	(第1一3一(2)参照) (第1一3一(3)参照)	予算額(千円)	21, 135, 435	16, 486, 441	20, 501, 229	16, 502, 420			
	(第1-3-(4)参照) (第1-3-(5)参照)	決算額(千円)	17, 700, 590	14, 158, 642	16, 990, 016	13, 246, 931			
(3) 事物处理仍则正16次0 地產16	(新1 3 (3) 多無)	経常費用 (千円)	1, 697, 033	1, 895, 445	1, 402, 419	1, 301, 863			
		経常収支 (千円)	2, 760, 632	842, 921	899, 594	1, 107, 251			
		行政コスト(注)(千円)	△1, 750, 245	1, 895, 467	1, 404, 412	1, 301, 863			
		従事人員数(人) ※期首の全体数	<b>※110</b>	<b>※108</b>	<b>※110</b>	<b>※111</b>			

※期目の主体数 | | | | (注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中	期目標期間評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	法人の業務実績・自己評価					
中知口信	中期計画	業務実績	自己評価				
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質	第1-3-(1)~(5)を参	同左	評定:A				
の向上に関する事項	照。		3項目についてA、2項目についてBとしたことから、中項目「3 漁業信用保険業務」につい				
3 漁業信用保険業務			てはA評価とする。				
(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定							
(第1-3-(1)参照)							
(2) 保険事故率の低減に向けた取組							
(第1一3一(2)参照)							
(3) 求償権の管理・回収の取組							
(第1-3-(3)参照)							
(4) 利用者のニーズの反映等							
(第1-3-(4)参照)							
(5) 事務処理の適正化及び迅速化							
(第1一3一(5)参照)							

## 4. 主務大臣による評価

#### 主務大臣による評価

評定 <評定に至った理由>

Α

5つの小項目のうち、3項目でA、2項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目((1)適切な保険料率・貸付金利の設定)でAとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績 に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはA評価とする。

(3項目×3点+2項目×2点+1項目×3点)/(5項目×2点+1項目×2点)=133.3%

※算定にあたっては、評定毎の点数を、S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点とし、重要度が高い1項目((1)適切な保険料率・貸付金利の設定)については、ウエイトを2倍としている。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

\_

<その他事項>

\_

#### 5. その他参考情報

## 第1-3-(1) 漁業信用保険業務-適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率(保証	E保険)							
漁業近代化資金及び漁業 経営改善促進資金								
20トン以上	_	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%	
その他	_	年0.22%	年0.22%	年0.22%	年0.22%	年0.22%	年0.22%	
事業資金								
20トン以上	_	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	
その他	-	年0.77%	年0.77%	年0.77%	年0.77%	年0.77%	年0.77%	

C 07 15	+0.11/0	+0.7770	十0.7770 十0.7770 十0.7770					
3. 中期目標期間の業務に係る目標	票、計画、業務実績、中期目標期間認	平価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	   主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					
T 粉口1示	中知可回	上る計画出法	業務実績	自己評価				
3 漁業信用保険業務	3 漁業信用保険業務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>				
(1) 適切な保険料率・貸付金利の	(1) 適切な保険料率・貸付金利の	なし	ア 保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し	評定:A				
設定	設定		○ 料率算定委員会を毎年度開催し、保険料率水準の点検を実施した。その結果は以	保険収支、漁業者の				
ア 保険料率については、適正	ア 保険料率については、適正	<その他の指標>	下のとおり。	経営状況、漁業者間				
な業務運営を行うことを前	な業務運営を行うことを前	なし	・ 平成30年度~令和3年度のいずれの年度においても、現行の保険料率の見直し	の事故率等を勘案し				
提として、漁業の特性を踏ま	提として、漁業の特性を踏ま		を据置くことが適当との結論となったため、第4期中期目標期間において保険料	て適切な保険料率を				
えつつ、リスクを勘案した適	えつつ、リスクを勘案した適	<評価の視点>	率の見直しは行わなかった。	設定した。				
切な水準に設定する。	切な水準に設定する。	業務収支の状況や保険	・ 令和2年度の料率算定委員会においては、近年、災害による影響が大きくなっ	これに加え、被災漁				
その際、収支均衡に向け	その際、収支均衡に向け	事故の発生状況の実態	ていること、全国漁業信用基金協会の一部の支所から、信用基金に対し、災害特	業者の漁業経営の再				
て、業務収支の状況や保険事	て、業務収支の状況や保険事	等を踏まえ、料率の点	例保険料率の創設について要望があったこと、全国漁業信用基金協会の一部の支	建を図るための資金				
故の発生状況の実態等を踏	故の発生状況の実態等を踏	検、検討は行われてい	所では独自に被災漁業者等に対する保証料率の引き下げを行っていることから、	について、新たに保				
まえ、毎年度、料率算定委員	まえ、毎年度、料率算定委員	るか	災害特例保険料率を設定することが必要との結論が出され、災害特例料率の設定	険料率を5~6割程				
会において保険料率水準の	会において保険料率水準の	基金協会に対する貸付	(通常保険料率から5割~6割程度引き下げ)に係る業務方法書の改正について	度引き下げる災害特				
点検を実施し、必要に応じ	点検を実施し、必要に応じ	金利は、適切な水準に	は、令和3年3月26日に主務省の認可を受けた。(令和3年4月1日より施行)	例料率を導入した。				
て、保険料率の見直しを行	て、保険料率の見直しを行	設定されているか	・ 令和3年度の料率算定委員会においては、2年度の保険料率算定委員会におい	また、沿岸漁業改善				
う。	う。		て、引受や残高が減少し、理論値保険料率の算出が困難となっており、かつ、資	資金の料率設定にお				
<目標水準の考え方>	イ 漁業信用基金協会に対す		金の性格に類似性のある資金(一般緊急融資資金、借替緊急融資資金及び経営安	いては、地方自治体				
・ 保険料率については、収支	る貸付金利については、貸付		定資金、事業資金のうち旧債整理資金)について、資金等種類区分を大くくり化	からの要望を踏ま				
相等の原則に基づいて設定	目的、市中金利等を考慮した		することが適当としたことを受け「経営維持資金」として料率区分を統合し、料	え、漁業者の負担を				
することを基本として、保険	適切な水準に設定する。		率を設定した(基金協会・支所によっては、従来の保証料率との関係で支障が生	最小限に抑える観点				
料率水準の点検を毎年度実			じる可能性もあることから、1年間経過措置を設定。)。	から、漁業近代化資				
施するとともに、必要に応じ			また、沿岸漁業改善資金において、地方分権一括法において、転貸融資方式を	金と同等の料率を設				
て見直すことが適当。			導入し、同方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協	定した。さらに、従				
【重要度:高】			会が保証を行うことを可能とする旨の改正がなされ、信用基金において保険料率	来の保険料率区分の				
・ 保険料は、保険事業を継続			を新たに設定することに係る業務方法書の改正については、令和4年3月25日に	ままでは、今後、理				
			- A1 -					

的・安定的に実施するための 不可欠の要素であり、業務収 支の均衡に向けてその水準 について不断の見直しを行 うことが重要であるため。

イ 漁業信用基金協会に対す る貸付金利については、貸付 目的、市中金利等を考慮した 適切な水準に設定する。

主務省の認可を受けた(令和4年4月1日より施行)。

○ 上記の料率算定委員会の結果については、漁業信用保険業務運営委員会において 説明・意見交換を行い、賛意が得られた。

その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。

https://www.jaffic.go.jp/whats kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html

イ 適切な水準の貸付金利の設定

日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における 預入期間ごとの利率に2分の1を乗じて得た利率を、引き続き適用した。

論値の算出が不可能 となり兼ねない状況 であった負債整理関 係資金について、将 来の引受に悪影響が 生じないよう経営維 持資金を創設し、漁 業経営の存続に係る 負債整理資金に関す る本見直しを積極的 に行った。これらは、 中期目標・中期計画 で定められた事項で はなく、信用基金が 積極的に取り組んだ ことであり、中期目 標を上回る水準の取 組であることからA とする。

<課題と対応>

Α

#### 4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

<評定に至った理由>

年度も継続見込である。

中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、被災漁業者の漁業経営の再建を図るための資金について、通常より5割~6割程度引き下げた災害特例料率を令和2年度に導入し、4

本見直しは、被災漁業者の経営改善に資する取組であり、かつ、漁業信用保険部門の収支均衡にも配慮して行われたことから、「A」評価が妥当である。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

評定

#### 5. その他参考情報

## 第1-3-(2) 漁業信用保険業務-保険事故率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ	2. 主な経年データ							
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① (百万円)	1	383, 754	76, 797	150, 921	244, 015	313, 158		
今期保険金支払額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	1	2, 482	1	47	268	704		
保険事故率(②÷①)	中期目標期間中 の保険事故率: 0.95%以下	0. 65%	-	0.03%	0.11%	0. 22%		

<sup>※30</sup>年度の保険金支払額及び保険事故率については、実績が無かったため「-」で表記。

3. 中期目標期間の業務に係る目標	票、計画、業務実績、中期目標期間評	F価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				
中期日標	中期51回 	土は計画指標	業務実績	自己評価			
(2) 保険事故率の低減に向けた	(2) 保険事故率の低減に向けた	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>			
取組	取組	〇 中期目標期間中の	○ 平成30年度から令和3年度までの4年間の事故率は0.22%であり、現時点で定量的	評定:A			
中期目標期間中に保険契約	中期目標期間中に保険契約	保険事故率:0.95%	指標(0.95%以下)を達成している。	中期目標期間中の保			
を締結した案件の保険事故率	を締結した案件の保険事故率	以下		険事故率は、令和3			
が抑制されるよう、以下の取組	が抑制されるよう、以下の取組		ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等	年度末で 0.22%で			
を行う。	を行う。	<その他の指標>	○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施した。	あり、定量的指標			
ア 漁業信用基金協会におい	ア 漁業信用基金協会におい	なし	・ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議0件(平成30年度~令和3年度累計)	(0.95%以下)を達			
て適正な引受審査や代位弁	て適正な引受審査や代位弁		・ 大口保険引受案件の事前協議284件の全件(平成30年度~令和3年度累計)	成する見込みであ			
済が行われるよう、漁業信用	済が行われるよう、漁業信用	<評価の視点>	・ 大口保険金請求案件の事前協議70件の全件(平成30年度~令和3年度累計)	<u>る。</u>			
基金協会の保証要綱等の制	基金協会の保証要綱等の制	保険事故率の低減に向	・ 近年の漁業信用保険業務においては、事故率が低位で推移しているが、国内の	保険事故率が抑制さ			
定・改正に伴う協議並びに大	定・改正に伴う協議並びに大	けて、基金協会との協	漁業をめぐる経営環境は、自然災害、国際情勢などの影響を受け、不安定な状況	れるよう、漁業信用			
口保険引受案件及び大口保	口保険引受案件及び大口保	議、融資機関との適切	となっていることから、大口保険引受案件の事前協議について、当基金及び基金	基金協会とともに大			
険金請求案件の事前協議を	険金請求案件の事前協議を	なリスク分担、情報の	協会の現行体制の中でいかにすれば有効に機能するかという観点から、	口の保険金請求案件			
全件について確実に実施す	全件について確実に実施す	共有等の取組は行われ	1.リスクが高いと思われる資金等に係る事前協議対象範囲の拡大	の事前協議や、保険			
る。	る。	ているか	2. 相対的にリスクが低いと思われる資金にかかる事前協議対象範囲の緩和	引受審査・保険金支			
イ 融資機関との適切なリス	イ 融資機関との適切なリス		3. 経営良好(直近3ヶ年収支平均が黒字であること、繰越欠損金がないこと)	払審査等に係る情報			
ク分担を図るとの観点から、	ク分担を図るとの観点から、		かつ総合償還計画が妥当と判断できる場合、これらの確認書類を報告すること	共有・意見交換等を			
漁業者等の負担や国庫負担	漁業者等の負担や国庫負担		で事前協議に代えることができるとしている「大口事前協議の特例」について、	着実に実施したこと			
の増加を避けることに留意	の増加を避けることに留意		上記条件に該当するか否かの確認の徹底	に加え、直接的に保			
しつつ、現在実施している部	しつつ、現在実施している部		を内容とする事前協議の対象範囲を見直し、令和3年1月から実施した。	険事故等の抑制に繋			
分保証やペナルティー方式	分保証やペナルティー方式		・ 大口代位弁済の事前協議について、より適切な期中管理を促し、着実に事故率	がる新たな助成事業			
(代位弁済時等に一定額を	(代位弁済時等に一定額を		の低減を図る観点から、令和3年 12 月に、協議の対象を現行「代位弁済の総額				
融資機関が負担する方式)等	融資機関が負担する方式)等		が 5,000 万円以上」から「保険金額の総額が 3,000 万円以上」に見直し、令和4	れに加え、制度の安			
の方策について導入効果を	の方策について導入効果を		年1月から実施した。	定的・継続的な運営			
			42				

- 毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。
- ウ 漁業信用基金協会及び融 資機関と連携しながら、被保 証者及び貸付先の財務状況 等を踏まえ、保険引受審査、 保険金支払審査等に係る 報の共有及び意見調整を着 実に行う。また、必要に応じ 漁業信用基金協会が行う期 中管理の改善を求めるなど外 保険事故の未然防止に努め る。

#### 【指標】

中期目標期間中の保険事故率(直近10年の平均実績: 0.95%)

#### <想定される外部要因>

・ 保険事故については、経済 情勢、国際環境の変化、災害 の発生、法令の変更等の影響 を受けるものであるため、評 価において考慮するものと する。

- 毎年度検証するとともに、漁業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。
- ウ 漁業信用基金協会及び融 資機関と連携しながら、被保 証者及び貸付先の財務状況 等を踏まえ、保険引受審査、 保険金支払審査等に係る看 報の共有及び意見調整を高 実に行う。また、必要に応じ 漁業信用基金協会が行う期 中管理の改善を求めるなど、 保険事故の未然防止に努め る。

#### 【指標】

中期目標期間中の保険事 故率:0.95%以下

- イ 融資機関との適切なリスク分担
- 業務運営の検証委員会を毎年度開催し、現在実施している部分保証やペナルティー方式等の方策について導入効果等の検証を行い、以下の結論を得た。
  - ・ 部分保証やペナルティー方式については、一定の効果は認められるものの、協会が個別に取組を拡大して行くには限界がある。
  - ・ 近年の保険金支払は低水準にあるが、漁業を巡る情勢は、継続的な不漁やコロナ禍により不安定な状況にあることを勘案すると、今後、事故の増加も懸念される。
  - ・ 制度を安定的・継続的に運営していくためには、保険事故率低減のため、融資機関、基金協会及び信用基金が適切なリスク分担を図る対応を強化する必要があるものと考えられ、その対応案については次のとおり整理した。
  - ①設備資金と比べ事故率が高く、無担保で融資されているケースが多い運転資金 の保証引受に当たって、正常な運転資金の範囲の考え方を基準として示し、そ の範囲内で保証を引き受けるべき

②関係者が一体となって適正な期中管理に取り組むべき

- ・以上の整理に基づき、令和4年4月から取組を実施。
- 上記の業務運営の検証委員会の結果については、漁業信用保険業務運営委員会に おいて説明・意見交換を行った。

その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。

https://www.jaffic.go.jp/whats kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html

- ウ 保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整
- 大口保険引受案件について、事前協議を通じて得られた情報を基金協会に共有するとともに、意見調整を着実に行った。
- 令和3年度からは、代位弁済事前協議又は保険金支払審査の結果、期中管理等に 改善の余地のある事案については、「申送り」を作成、基金協会へ発出し、以後の改 善を促すとともに、今後の保険引受審査の参考となるよう引受部門に対し当該事案 の共有を行った。
- 求償権の回収促進のため求償権残高を有する(償却済み案件を除く)38協会・支 所ごとの回収目標額に係る個別協議を実施する際に、求償権を有する基金協会か ら、代位弁済の発生見込みや現地の水産事情について、併せて把握した。
- 令和2年度より、最近の事故事例に基づき、
- 1. 代位弁済(保険金支払)までの経緯
- 2. 保証(保険)引受に問題がなかったか
- 3. 事故の予兆がなかったか
- 4. 予兆に対して適切な措置はとられたか

等について、振り返り(点検・検証)を行い、その上で、引受審査から期中管理の 段階まで、今後の留意すべき事項を整理した事故事例を作成し、信用基金ホームペ ージに新たに設置された関係者専用ホームページに掲載することにより、基金協会 に提供した。

のための保険事故率 低減のため、融資機 関と基金協会、信用 基金が適切なリスク 分担を図る観点か ら、期中管理や引受 けに関して、融資機 関、基金協会、信用 基金がどのように取 り組むべきかを考 え、関係者とも積極 的かつ丁寧に意見交 換を行うよう整理し たこと、これらの考 え方に基づく取組を 令和4年4月から実 施する体制を整えた ことから、保険事故 率低減に資すること が期待される。これ はこれまでにない新 たな取組であること から、Aとする。

<課題と対応>

\_

○ 保険事故率の低減を図るため、基金協会における保証債務の期中管理の取組をより効果的に支援できるよう新たな助成事業を令和2年から実施した。本助成事業により、協会・支所において WEB 会議に対応した PC 等のインフラ整備を行いコロナ禍でも求償債務者との面談を行うなど、事故率を低減させるための取組が進んだ。これにより、令和2年度以降、基金協会においては同事業を活用して、①個人信用情報機関への照会等の信用調査②融資機関同行巡回 ③担当職員の資質向上のための研修などの保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。	
などの末次争政学は別に案がる収租短行が1174に。	

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	A
<評定に至った理由>	
保険事故率の目標値の達成度合が120%以上のため、「A」評価が妥当である。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
-	
<その他事項>	
-	

## 第1-3-(3) 漁業信用保険業務-求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ	2. 主な経年データ							
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績(百万円)	-	770	678	596	656	562		
回収向上に向けた取組の								
実施状況								
回収見込調査実施回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回		
求償権を有する漁業信 用基金協会との個別協 議実施率	87%以上	100%	100%	100%	100%	100%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価 中期目標 中期目標 中期目標 中期計画 主な評価指標 主な評価指標 主な評価指標 差な評価がによる回収の取組 漁業信用基金協会の水資権 の行使による回収については、 回収実結の選挙管理や連接を管理や連接を 用基金協会との個別協議の実施 に 同取の取組 漁業に用基金協会との個別協議の実施					
中期目標	3. 中期目標期間の業務に係る目標	票、計画、業務実績、中期目標期間評	F価に係る自己評価		
(3) 求價権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求價権 の行使による回収については、 回収実無の進捗管理や漁業信 用基金協会との個別協議の実 施等、回収向上に向けた取組合 実施状況(回収見込調査実施 (2) 回収向上に向けた取組の 実施状況(回収可以通調査実施 (2) 回収向上に向けた取組の 実施状況(回収可以通調査実施 (2) 回収向上に向けた取組の 実施状況(回収可以上に向けた取組の 実施状況(回収可以通調査実施 (2) 回収可以可以通調查実施 (2) 回収可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以			主か評価指揮	法人の業務実績・自己評価	
漁業信用基金協会の求債権 の行使による回収については、 回収実績の進捗管理や漁業信 用基金協会との個別協議の実施等。回収向上に向けた取組を 者実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の 実施状況(回収見込調査実施 状況、個別協議実施状況等) ・ 回収見込調査実施 ・ 回収見込調査実施 ・ での収見込調査実施 ・ での収見込調査実施 ・ での収見込調査実施 ・ での収息を有する漁業信用基金協会との個別協議を実施 ・ での収見込調査実施 ・ での収息を ・ での収息を ・ での収息を ・ での他の指標・ での場が協議実施率 ・ での力とにでいて、下半期に個別協議を実施した。 ・ での発したのでのは、介まを ・ での表の収すの内とにでいて、検護性、優しなの収すののは に に対え、新たにを に ないの収すののでは に に対え、新たにと に ないの様をでは、大きにもいでははの事業を ・ での活用、 ・ での活用、 ・ での活用、 ・ での活用、 ・ での活用、・ での活用、 ・ での活用、・ での活用、 ・ での活用、・ での活用、 ・ でのには、水債権の回収向上に責するため、基金協会からの助成率発 を は たっの活用、 ・ での活用、 ・ でのには、水債権の回収向上にでするため、基金協会からの助成金を活用し、・ なと、水債権の回収向上に責するため、基金協会からの助成金を活用し、・ なと、水債権の回収向上に責するため、基金協会からの助成金を活用した。 ・ での活用し、・ なと、水債権の回収向上にうするため、基金協会からの助成金を活用し、・ なと、水債権の回収方法についてを埋し、当基金のホームページに有限を考えとして、信用基金からの助成金を活用した。 ・ では、・ での活用、 ・ では、・ では、・ では、・ では、・ では、・ では、・ では、・ では、	T-州口1示	中知可國	上で計画記点	業務実績	自己評価
の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況(回収身上に向けた取組の実施状況、例別協議実施学の政治に向けた取組の実施状況、例別協議実施が次等) ○ 回収向上に向けた取組の実施状況(回収身上の向けた取組の実施状況、例別協議実施が次等) ○ 回収向上に向けた取組の実施状況、例別協議実施が次等) ○ 回収向上に向けた取組の実施状況・ 回収見込調査実施回数:年 2回以上・ 水償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施学 2 回収上・ 水償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施学 87%以上 ・ 水償権を有する漁業信用基金協会との個別協議要を 2 同収見込調査実施回数:年 2 回以上・ 水償権を有する漁業信用基金協会との個別協議要を 2 同収見込調査実施回数:年 2 回以上・ 水償権を有する漁業信用基金協会との個別協議要を 2 同収見込調査実施回数:年 2 回以上・ 水償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施学 87%以上 ・ 水償権を有する漁業信用基金協会との個別協議要施学 87%以上 ・ 水償権を有する漁業信用基金協会との個別協議要施学 87%以上 ・ 水償権を有する漁業信用基金協会との個別協議要施学 87%以上 ・ 水償権を有する漁業信用基金協会との個別協議要施学 87%以上 ・ 水償権を有する漁業信用基金協会との個別協議要を 2 同収配と図るため、令和2年度から基金協会の同収率の向上に関けた取組がする助成事業を実施し、同助成事業の活用により水償を同理・回収に係る法的手続きを促進する等、回収向上に関けたに向けた取組が実施がな活用により水償権の管理・回収に係る法的手続きを促進する等、回収向上に関けないまが、 7 向りた配券の法的措置の実施 2 に向けた取組が行われた。 2 に配より、令和2年度以降、基金協会においては同事業を活用して、水償権の回収専門負の職時雇用 3 回収専門負の職時雇用 3 可以専門負の職時雇用 3 回収専門負の職時雇用 3 回収専門負の職時雇用 3 回収専門負の職時雇用 5 管理・財政 2 大権権の回収向上に資するため、基金協会・支所と 4 機能的な活用 5 未就 2 大権権のに対した関係を専用ページに掲載することにより、基金協会に提供し 2 大能を対した 2 大権権のに対した 3 大権権の 3 大能・2 大権権の 3 大能・2 大権権の 3 大能・2 大権を対しな 4 大能・2 大権を対しな 4 大能・2 大能・2 大権を対しな 4 大能・2 大権権の 2 大能・2 大権を対した 3 大能・2 大権権の 2 大権を対した 3 大能・2 大権権の 2 大権を対した 3 大能・2 大権を対しな 4 大能・2 大能・2 大能・2 大能・2 大能・2 大能・2 大能・2 大能・2	(3) 求償権の管理・回収の取組	(3) 求償権の管理・回収の取組	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>
回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 [指標]	漁業信用基金協会の求償権	漁業信用基金協会の求償権	なし	○ 回収見込調査は毎年度2回実施した。	評定:A
用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 [指標]  ② 回収向上に向けた取組の実施状況 (回収身上に向けた取組の実施状況 (回収身上に向けた取組の実施状況 (回収身上に向けた取組の実施状況 (回収身上に向けた取組の実施状況 (回収身上に向けた取組の実施状況 (回収身上に向けた取組の実施状況 (回収身上に向けた取組の実施状況 (回収身上に向けた取組の実施状況 ・回収身上に向けた取組の実施状況 ・回収身上に向けた取組の実施状況 ・回収身上に向けた取組の実施状況 ・回収身上に向けた取組の実施状況 ・回収身上に向けた取組の実施状況 ・回収身上に向けた取組の実施状況 ・回収身上に向けた取組の実施状況 ・回収身上に向けた取組の実施状況 ・回収身上に向けた取組の実施が、 ・回収身上に向けた取組の実施で、・家債権をする漁業信用基金協会との個別協議実施率:87%以上 ・求債権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率:87%以上 ・水債権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率:87%以上 ・水債権の回収向上に向けて、即成事業を実施し、同助成事業の活用により、協会においては、弁護士の積極的な活用により、常復年の回収に係る法的手続きを促進する等、回収向上に向けて、到限局にありまで、自設した助成事業を実施し、同助成事業を活用して、の強制を対しては同事業を活用して、の強制を対して、の強制を対しては同事業を活用して、の活用実施で、つかが関係を対して、の活用実施で、のが、関係を対して、のが、対して、のが、での活用実施で、のが、関係を対して、のが、での活用実施で、対しているかが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、での活用実施で、対しているが、対しているが、対しているが、での活用実施で、のが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、での活用実施で、のが、対しているが、対しているが、での活用実施で、のが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、が、で、その活用、を強していて、をを活用して、のが、対しているが、は対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、対しているが、は対しているが、対し、対しているが、対しないるが、対しているが、対しているが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、はないないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、はないないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、対し	の行使による回収については、	の行使による回収については、			回収向上のため回収
施等、回収向上に向けた取組を 着実に行う。 [指標] 〇 回収向上に向けた取組の 実施状況(回収見込調査実施 状況、個別協議実施状況等) ・ 回収見込調査実施回数:年 2回以上 ・ 取機権を有する漁業信用基 金協会との個別協議実施率: 87%以上 ・ 求債権を有する漁業信用基 金協会との個別協議実施率: 87%以上 ・ 求債権の回収向上に向けた取組の表施状況。 ・ 回収見込調査実施回数:年 2回以上 ・ 求債権を有する漁業信用基 金協会との個別協議実施率: 87%以上 ・ 求債権の回収向上に向けて、取組の表施状況。 ・ 回収見込調査実施回数:年 2回以上 ・ 求債権の回収向上に向けた取組の表達の表との 個別協議実施率: 87%以上 ・ 求債権の回収向上に向けて、取組の表達を表との 個別協議等の取組は行われているか ・ 本程権の回収向上に向けて、取組の表達を表もした。 ・ 本程権の回収向上に向けて、取組の表達を表もした。 ・ 本程権の回収向上に向ける取組の法権を表する漁業に対して、下半期に個別協議を実施した。 ・ 本程権の可収向上に向ける取組の指導を実施し、同助成事業の活用によって、協会においては、弁護士の機能の必須用により来債権の管理・回収に係る法的手続きを促進する等、回収向上で、対象機能の必須用により、本和2年度以降、基金協会においては同事業を活用して、 ・ 改善物所で、競売、債権差押等、支払替促等の法的措置の実施 ・ 会と、求債権の回収の方法用。 ・ 会と、求債権の回収の自上に資するため、基金協会から回収事例を収集し、対象において、そると、、求債権の回収の方法について整理し、以基金のホームページに令和 ・ 会と、、求債権の回収の自上に資するため、基金協会から回収事例を収集し、対象的なご用、2年度には、求償権の回収方法について整理し、以基金のホームページに、のまの取組みを強機を可収促進 ・ ないての機展制を養援を行ったこと。 ・ 方の記事業を活用して、 ・ の表述ののよび、また、令和3年度の場所を表していては、弁護士の関係を関係を指し、対象を表していて、、をを表して、、、基を協会において、その活用表のからのの取組分を強機に対して、基金協会において、との表述を表して、と、表は会において、と、表述会において、と、本述を表述を表しまいて、と、と、と、と、表述を表において、と、の表述を表述と、と、表述を表述と、と、の表述を表述と、と、の表述を表述といて、、表述と、と、表述を表述と、と、の表述を表述と、と、表述と、と、の表述を表述と、と、の表述を表述と、と、表述を表述と、と、の表述を表述と、と、表述を表述といて、の機関を表述を表述と、と、表述を表述と、と、表述を表述と、と、表述を表述と、と、表述を表述と、と、のための取組みを強しいた。。	回収実績の進捗管理や漁業信	回収実績の進捗管理や漁業信	<その他の指標>	○ 基金協会・支所から提出された「求償権分類管理表」に基づき、求償権回収方針や	実績の進捗管理や基
着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の 実施状況(回収見込調査実施 状況、個別協議実施状況等) ・ 回収見込調査実施 状況、個別協議実施状況等) ・ 回収見込調査実施 状況、個別協議実施状況等) ・ 回収見込調査実施回数:年 2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率: 87%以上 ・ 求償権の回収向上に向けた取組の 実施状況 ・ 回収見込調査実施回数:年 2 回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率: 87%以上 ・ 求償権の回収向上に向けて取組の 実施が況 ・ 回収見込調査実施回数:年 2 回以上 ・ 水償権を同じ取力と ・ 水償権の回収向上に向けて取組の 実施状況 ・ 回収見込調査実施回数:年 2 回以上 ・ 水償権を同じ取力と ・ 水償権の回収向上に向けて取組が行われた ・ 水償権の回収向上に向けて取組が行われた ・ 水償権の回収向上に向けて取組が行われた ・ 水償権の回収向上に向けて、回収見込調査、個別協議等の取組は行われて、回収見込調査、個別協議等の取組は行われて、可強制執行(競売、債権差押等)、支払督促等の法的措置の実施 2 一収・利益の機能的な活用 3 回収専門員の臨時雇用 4 管理・回収のためのインフラ整備(現地交渉のためのタブレット購入、WED 環境整備)を積極的に行い、基金協会において、その活用実 領についての機展限を積極的に行い、基金協会において、その手限 を積極的に行い、基金協会において、その手限 を積極的に行い、基金協会において、その事例をを考とし、水償権の管理強化・回収向上に資するため、基金協会から回収事例を収集し、対効果的な回収方法、特徴的な回収方法、特徴的な回収方法について整理し、当基金のホームページに令和 2 年度に新たに開設した関係者専用ページに掲載することにより、基金協会において、 の事 例を参考とし、かた の事 例を参考とし、本で に用 3 回収 を は 大 で に加え、新たに基金 協会の回収率ののよ 協会の回収率のの共 を は 大 で で は 大 で で 大 で と 、 求 で 大 で に加え、新たに基金 協会の可収率 の に 関係の可収率 の は な で と 、 大 で と 、 ま な は と な は と な は と な は と な と 、 求 で は を は を な と 、 求 で を な と 、 求 で を な と 、 求 で を な と 、 求 で 本 と 、 求 で 本 と 、 求 で 本 と 、 求 で 本 と 、 求 で な の ま からの か の 取組みを強 化 した。	用基金協会との個別協議の実	用基金協会との個別協議の実	〇 回収向上に向けた	求償債務者の現況について、求償権を有する全ての基金協会・支所と個別協議を実施	金協会との個別協議
【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の 実施状況(回収見込調査実施 状況、個別協議実施状況等) ○ 回収見込調査実施回数:年 2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基 金協会との個別協議実施率: 87%以上 ・ 求償権の回収向上に向けた。 個別協議実施率: 87%以上 ・ 求償権を有する漁業信用基 金協会との個別協議実施率: 87%以上 ・ 求償権の回収向上に向けた。 ○ 保険金支払に係る求償権の早期かつ円滑な回収を図るため、令和2年度から基金協 会に対する助成事業を実施し、同助成事業の活用によって、協会においては、弁護士 の積極的な活用により求償権の管理・回収に係る法的手続きを促進する等、回収向上 に向けた取組が行われた。 ○ 介養と押等)、支払督促等の法的措置の実施 別協議等の取組は行われているか ・ 本と、求償権の回収向上に資するため、基金協会において、その活用実 る論会において、その活用実 る論といて、その活用実 を強をしていて、下半期に個別協議を実施した。 ・ 求償を有する漁業信用基 金協会との個別協議実施率: 87%以上 ・ 求償権の回収向上に向けた。 ・ 求償権の回収向上に向けた。 の 保険金支払に係る求償権の早期かつ円滑な回収を図るため、今和2年度がら基金協 会においては同事業を活用して、 ・ また、令和2年度に 創設した助成事業に おいて、その活用実 を強をのに行い、基 金協会において、その事例を考として ・ なと、求償権の回収向上に資するため、基金協会から回収事例を対集し、 ・ なと、求償権の回収向上に資するため、基金協会から回収事例を収集し、 ・ 効果的な回収方法、特徴的な回収方法について整理し、当基金のホームページに令和 2年度に新たに開設した関係者専用ページに掲載することにより、基金協会に提供した。 ・ 、 常権回収促進 のための取組みを強 化した。	施等、回収向上に向けた取組を	施等、回収向上に向けた取組を	取組の実施状況	した(平成30年度~令和3年度の個別協議実施率100%)。	を着実に行ったこと
○ 回収向上に向けた取組の 実施状況 (回収見込調査実施 実施状況 (回収見込調査実施回数:年 2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との 個別協議実施率: 87%以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との 個別協議等施率: 87%以上 ・ 求償権の回収向上に向けた取組が行われた。 ・ 不能を可収見込調査、	着実に行う。	着実に行う。	· 回収見込調査実施	このうち、各年度の上半期の回収実績の進捗率が低かったのべ37基金協会・支所(平	に加え、新たに基金
実施状況(回収見込調査実施 状況、個別協議実施状況等)  ・ 回収見込調査実施回数:年 2回以上 ・ 水償権を有する漁業信用基 金協会との個別協議実施率: 87%以上 ・ 不能権の回収向上に向けて、回収見込調査、個別協議等の取組は行われているか ・ 不以るか ・ 不以者を受ける等の取組は行われているか ・ 不以者を受ける場所を受ける。 ・ 不以者を受ける。 ・ 不以者を受ける。 ・ 不以者を与する。 ・ 不以者を与する。 ・ 不以者を与する。 ・ 不以者を与する。 ・ 不以表し、一 で、一 の収息と、 不以表し、 で、 の機能のな活用により求償権の管理・回収に係る法的手続きを促進する等、 回収向上 ・ 不したより、令和2年度以降、基金協会においては同事業を活用して、 の機能のな活用。 の機能的な活用。 の機能的な活用。 の機能的な活用。 の機能的な活用。 の機能の管理・回収のためのインフラ整備(現地交渉のためのタブレット購入、WEB 環境整備)を積極的に行い、基金協会において、の機関ので、 を行ったこと、 で、 の活用実 ・ 本と、 水償権の管理・回収のためのインフラ整備(現地交渉のためのタブレット購入、WEB 環境整備)を積極的に行い、基金協会において、 を加きによって、 で、	【指標】	【指標】	回数:年2回以上	成30年度~令和3年度)について、下半期に個別協議を実施した。	協会の回収率の向上
・ 回収見込調査実施回数: 年 2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率: 87%以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率: 87%以上 ・ 求償権の回収向上に向けて、回収見込調査、個別協議等の取組は行われているか ・ 「回収見込調査、個別協議等の取組は行われているか ・ 「回収見込調査、個別協議等の取組は行われているか ・ 「回収見込調査、個別協議等の取組は行われているか ・ 「の強制執行(競売、債権差押等)、支払督促等の法的措置の実施 2 会に対する助成事業を活用して、 「の強制執行(競売、債権差押等)、支払督促等の法的措置の実施 3 回収専門員の臨時雇用 4 管理・回収のためのインフラ整備(現地交渉のためのタブレット購入、WEB 環境整備)を活用と、 金協会において、その事例を参考として、信用基金からの助成金を活用し、弁 数果的な回収方法、特徴的な回収方法について整理し、当基金のホームページに令和 2 年度に新、求償権の回収向上に資するため、基金協会から回収事例を収集し、 効果的な回収方法、特徴的な回収方法について整理し、当基金のホームページに令和 2 年度に新たに開設した関係者専用ページに掲載することにより、基金協会に提供し	〇 回収向上に向けた取組の	〇 回収向上に向けた取組の	・ 求償権を有する漁		
2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率: 87%以上 ・ 求償権の回収向上に向けて、回収見込調査、個別協議等の取組は行われているか ・ 不可能をの取組は行われているか ・ 不可能をの取組を表示して、表示を行る漁業を活用して、割設した助成事業において、その活用実績についての構展開を積極的に行い、基金協会において、その事例を参考として、信用基金からの助成金を活用し、弁護をの取組が行われた。 ・ 不可能をの取組は行われているが、表示を関係を表示して、表示を表に表示して、表述を記録が行われた。 ・ 不可能をの取組を表示として、表示を記録を表示して、表示を表記を表示といて、をの事例を参考として、信用基金からの助成金を活用し、弁護をの取組が行われた。 ・ 不可能をの取組を表示といて、表示を表記を記述を表示といて、をの事例を参考として、信用基金からの事例をで表示といて、表示を表示といて、表示を表記を表示といて、をの事例を参考として、信用基金からの事例を表示といて、をの事例を参考として、信用基金からの事が表示を表示といて、をの事例を参考として、信用基金からの事が表示を表示を表示といて、をの事例を参考として、信用基金からの事が表示を表示を表示を表示を表示といて、をの事例を参考として、信用基金からの事が表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表	実施状況(回収見込調査実施	実施状況	業信用基金協会との	〇 保険金支払に係る求償権の早期かつ円滑な回収を図るため、令和2年度から基金協	例の整理・提供(優
- ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率: 87%以上	状況、個別協議実施状況等)	· 回収見込調査実施回数:年	個別協議実施率:	会に対する助成事業を実施し、同助成事業の活用によって、協会においては、弁護士	良な回収事例の共
金協会との個別協議実施率: 87%以上  ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *			87%以上	の積極的な活用により求償権の管理・回収に係る法的手続きを促進する等、回収向上	
87%以上 求償権の回収向上に向けて、回収見込調査、個別協議等の取組は行われているか					
けて、回収見込調査、個別協議等の取組は行われているか  ***  **  **  **  **  **  **  **  **					
別協議等の取組は行われているか    3回収専門員の臨時雇用   4管理・回収のためのインフラ整備(現地交渉のためのタブレット購入、WEB 環境整備)など、求償権の管理強化・回収向上のための取組強化が行われた。   4を持ち、など、求償権の管理強化・回収向上に資するため、基金協会から回収事例を収集し、		87%以上			
れているか					
など、求償権の管理強化・回収向上のための取組強化が行われた。  ○ 令和2年度には、求償権の回収向上に資するため、基金協会から回収事例を収集し、 効果的な回収方法、特徴的な回収方法について整理し、当基金のホームページに令和 2年度に新たに開設した関係者専用ページに掲載することにより、基金協会に提供し た。  ・ 求償権回収促進 のための取組みを強 化した。					
で、信用基金からの ○ 令和2年度には、求償権の回収向上に資するため、基金協会から回収事例を収集し、 対果的な回収方法、特徴的な回収方法について整理し、当基金のホームページに令和 2年度に新たに開設した関係者専用ページに掲載することにより、基金協会に提供し た。 で、信用基金からの 助成金を活用し、弁 護士の積極的な活用 等、求償権回収促進 のための取組みを強 化した。			れているか	5 H = H = 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1	
○ 令和2年度には、求償権の回収向上に資するため、基金協会から回収事例を収集し、 効果的な回収方法、特徴的な回収方法について整理し、当基金のホームページに令和 2年度に新たに開設した関係者専用ページに掲載することにより、基金協会に提供し た。 のための取組みを強 化した。				など、求償権の管理強化・回収向上のための取組強化が行われた。	
対果的な回収方法、特徴的な回収方法について整理し、当基金のホームページに令和 2年度に新たに開設した関係者専用ページに掲載することにより、基金協会に提供し た。					
2年度に新たに開設した関係者専用ページに掲載することにより、基金協会に提供し等、求償権回収促進た。のための取組みを強化した。					- 13.71
た。       のための取組みを強化した。					
化した。					
				た。	
以上のとおり、中期					
					以上のとおり、中期

		目標を上回る水準の 取組みを行ったこと から、Aとする。
		<課題と対応> -

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

<評定に至った理由>

中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、求償権の管理・回収の促進に資する取組として、法人が独自に、各基金協会の求償活動に対する助成事業(例えば、回収専門員の臨時 雇用や弁護士への依頼等を実施する際に助成)に取り組んだことから、「A」評価が妥当である。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

\_

<その他事項>

\_

5. その他参考情報

第1-3-(4) 漁業信用保険業務-利用者のニーズの反映等

2.	主な経年デー	タ
۷.	T 0/11-7	_

評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調 査による意見募集回数	年1回以上	_	1回	1回	1 🛭	1 🛭		
漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数	年7回以上	-	70	80	22回	19回		
現地水産関係団体との情 報・意見交換回数	年3回以上	-	5回	3回	1 回 ※	4回		

|--|

<b>中期日</b> 惊
(4) 利用者のニーズの反映等
漁業信用保証保険制度の利
用者の意見募集を幅広く定期
的に行うとともに、融資機関や
漁業者等の全国団体等との情
報及び意見交換を通じて、本制
度に関する利用者のニーズを
把握し、業務運営への適切な反
映と本制度の円滑な運営を図
るために必要な運用の見直し
を行うほか、災害発生時等に必
要に応じて相談窓口を開設し、
漁業信用基金協会等と連携し
て対応する。
「圪埵】

由期日煙

#### 【指標】

○ 利用者ニーズの反映等状況(意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等)

# 中期計画 (4) 利用者のニーズの反映等

- 利用者ニーズの反映等状 況
- ・ 利用者へのアンケート調査 による意見募集回数:年1回 以上
- ・ 漁業信用基金協会、融資機 関等関係機関との情報・意見 交換回数:年7回以上
- ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数:年3回以

## <主な定量的指標>

主な評価指標

#### <その他の指標>

なし

- 利用者ニーズの反 映等状況
- 利用者へのアンケート調査による意見 募集回数:年1回以 ト
- ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数:年7回以上
- ・ 現地水産関係団体 との情報・意見交換 回数:年3回以上

## <評価の視点> 制度の利用者のニーズ を把握し、業務運営に 反映させる取組は行わ れているか

#### <主要な業務実績>

○ 制度に関する利用者のニーズを把握するとともに、業務処理方法についての点検及 び見直しを図るため、利用者へのアンケートによる意見募集を4回(平成30年度~令 和3年度累計)行った。

業務実績

法人の業務実績・自己評価

利用者へのアンケートを踏まえ、平成30年度においては、大口保険引受の事前協議の事務手続きの簡素化や保証保険契約申込書の添付書類の簡素化を図った(平成31年4月より実施)。令和2年度及び3年度においては、融資機関との適切なリスク分担について、期中管理や引受けに関して、融資機関、基金協会、信用基金がどのように取り組むべきか議論を行いつつ整理し、その考え方に基づく取組を、令和4年4月から実施する体制を整えた。

- 基金協会の各地区ブロック会議等において意見交換を56回(平成30年度~令和3年度累計)行った。また、現地水産関係団体等を訪問し幅広く意見交換を13回(平成30年度~令和3年度累計。ウェブ会議を含む。)行った。令和2年度及び3年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、現地水産関係団体等の訪問は行えなかったが、ウェブ会議による意見交換を5回行った(※:令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により指標を下回る実績となったが、基金協会や融資機関等関係機関との情報・意見交換は例年以上に実施することにより現地の状況を聴取する等した。)。
- 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した(平成30年度~令和3年度累計26回)。

#### 自己評価 <自己評価>

#### <課題と対応>

\_

上				
4. 主務大臣による評価				
	主	務大臣による評価		
評定			В	
<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施しているこ	とから、「B」評価が妥当である			
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>				
<その他事項> -				
5. その他参考情報	•			
-				

第1-3-(5) 漁業信用保険業務-事務処理の適正化及び迅速化

2.	主な経年データ	7

2. 主な程中ナータ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての 点検及び見直しの検討	年1回以上	_	10	1 🛭	1 🛭	1 🛭		
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険 料徴収	37日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
保険金支払審査	25日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
納付回収金の収納	29日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
長期資金貸付審査	償還日と同日付 貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
短期資金貸付審査	8日	_	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
担当部署及び会計部署に おける点検実施回数	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上		

3. 中期目標期間の業務に係る目標	票、計画、業務実績、中期目標期間評	P価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			
中期口标	中期計画	土は計画指標	業務実績	自己評価		
(5) 事務処理の適正化及び迅速	(5) 事務処理の適正化及び迅速	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>		
化	化	なし	ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況	評定:B		
利用者の手続面での負担の	利用者の手続面での負担の		○ 令和元年度から3年度において、公文書の発出にかかる事務処理が適切に行われ	公文書の発出に係る		
軽減や業務の質的向上を図る	軽減や業務の質的向上を図る	<その他の指標>	なかった事案等が発生したが、都度、再発防止策を講じることにより、適切な事務	事務処理が適切に行		
ため、次の事項を実施し、適正	ため、次の事項を実施し、適正	〇 業務処理方法につ	処理の実施を図った。	われなかった事案等		
な事務処理を行うとともに、そ	な事務処理を行うとともに、そ	いての点検及び見直	○ 直近の令和3年度においては、当初保証保険契約の「漁業保証保険契約証書」に	があったが、適切な		
の迅速化を図る。	の迅速化を図る。	しの実施状況	おいて、契約資金別内訳の記載漏れ事案が発覚した。	処理を行うととも		
ア 保険引受、保険金支払等の	ア 保険引受、保険金支払等の	・ 業務処理方法に	事案原因は、保証保険契約締結に係る事務手続きが年度末の繁忙期と重なり、確	に、再発防止策を講		
各業務について、利用者の利	各業務について、利用者の利	ついての点検及び	認を怠ったことにより発生したものであり、再発防止策として、「決裁文書事務処	じた。		
便性の向上等に資する観点	便性の向上等に資する観点	見直しの検討:年	理ミス防止マニュアル」を制定し、①決裁文書の起案から施行までのスケジュール	上記を踏まえ、概ね		
から、事務手続の簡素化等業	から、事務手続の簡素化等業	1回以上	管理、②チェックシートを作成しチェック実施の見える化、③決裁に必要な資料の	計画が達成されてい		
務処理の方法について毎年	務処理の方法について毎年	・ 業務処理方法に	整理等を定めた。また、漁業保証保険取扱要領に規定する様式の簡略化等を行うこ	ることから、Bとす		
度点検を実施し、必要に応じ	度点検を実施し、必要に応じ	ついての見直しの	とにより、再発防止を図った。	る。		
て見直しを行う。	て見直しを行う。	実施状況				
【指標】	【指標】	〇 担当部署及び会計	イ 標準処理期間内の事務処理	<課題と対応>		
〇 業務処理方法についての	〇 業務処理方法についての	部署における点検実	事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。	_		
点検及び見直しの実施状況	点検及び見直しの実施状況	施回数:毎月1回以				
イ 保険引受、保険金支払等の	・ 業務処理方法についての点	上	ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収			
業務について、審査等の適正	検及び見直しの検討:年1回		〇 保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会			
性を確保しつつ、標準処理期	以上	<評価の視点>	計部署において複数の職員が正確性の点検を行い、定められた納入期日に確実に徴			
間内に案件の処理を行う。	・ 業務処理方法についての見	利用者の手続面での負	収した。			

#### <目標水準の考え方> 直しの実施状況 担の軽減や業務の質的 ・ 前中期目標期間において、 イ 保険引受、保険金支払等の 向上を図るため、事務 ○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。 目標(85%以上の処理)の確 業務について、審査等の適正 処理の適正化及び迅速 実な達成が見込めるため、本 性を確保しつつ、以下の標準 化に向けた取組は行わ 処理期間内に案件の処理を 中期目標期間においては、一 れているか 層の業務の見直しによる業 行う。 務処理の迅速化を求めるた (ア)保険通知の処理・保険料 め、目標を15ポイント引き上 徴収 37日 げ、全ての案件を標準処理期 (イ)保険金支払審査 25日 (ウ)納付回収金の収納 29日 間内に処理することが適当。 なお、利用者からの提出書 (工)貸付審査 類・データの不備の補正に要 漁業長期資金 した期間など、信用基金の責 償還日と同日付貸付 めに帰すべき事由とならな 漁業短期資金 8日 いものについては、標準処理 ウ 保険料の誤徴収事案等の 期間から除くことが適当。 再発防止策を踏まえ、保険料 ウ 保険料の誤徴収事案等の 及び貸付金利息の徴収に当 再発防止策を踏まえ、保険料 たっては、請求・納入の都度、 及び貸付金利息の徴収に当 担当部署及び会計部署にお たっては、請求・納入の都度、 いて正確性の点検を実施し、 保険料や貸付金利息を確実 担当部署及び会計部署にお いて正確性の点検を実施し、 に徴収する。 保険料や貸付金利息を確実 また、貸付金については、 に徴収する。 確実に回収する。 また、貸付金については、 【指標】 確実に回収する。 ○ 担当部署及び会計部署に 【指標】 おける点検実施回数:毎月1

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
	В
<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
<その他事項>         -	

5. その他参考情報

○ 担当部署及び会計部署に

おける点検実施状況

回以上

\_

中期目標期間評価(見込評価) 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

#### 1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-4 農業保険関係業務

2. 主要な経年データ						
主要な参考指標情報	主要なインプット情報(財務制	青報及び人員に関す	する情報)			
農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
(第1-4-(1)参照) (2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 (第1-4-(2)参照)	予算額(千円)	117, 321, 504	161, 344, 943	161, 352, 705	161, 350, 000	
	決算額(千円)	403, 700	1, 015, 949	1, 552, 774	14, 758	
	経常費用(千円)	14, 187	14, 585	12,903	16, 641	

経常収支 (千円)

従事人員数(人)

行政コスト(注)(千円)

**※110** ※期首の全体数 (注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

5,575

 $\triangle 5,549$ 

177

14,630

**※108** 

△617

14, 381

**※110** 

 $\triangle 2,910$ 

16,641

**※111** 

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期	期目標期間評価に係る自己評価		
中期目標	中期計画		法人の業務実績・自己評価
中知口保	中期計画	業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質	第1―4―(1)及び(2)を	同左	評定:B
の向上に関する事項	参照。		2項目についてBとしたことから、中項目「4 農業保険関係業務」についてはB評価とする。
4 農業保険関係業務			
(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び			
利用者の意見の反映			
(第1-4-(1)参照)			
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施			
(第1-4-(2)参照)			

#### 4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定 В

#### <評定に至った理由>

2つの小項目のうち、2項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「4 農業保険関係業務」についてはB評価とする。 (2項目×2点/2項目×2点)=100%

※算定にあたっては、評定毎の点数を、S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点としている。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

中期目標期間評価(見込評価) 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

#### 1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-4-(1) 農業保険関係業務-農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

#### 2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業共済団体等への農業 保険関係業務の周知回数	年1回以上	3回	10回	18回	19回	15回		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				
中州日信	中期51回 	土は計測指標	業務実績	自己評価			
4 農業保険関係業務	4 農業保険関係業務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>			
(1) 農業保険関係業務について	(1) 農業保険関係業務について	なし	○ 農業保険関係業務についての情報提供の充実	評定:B			
の情報提供の充実及び利用者	の情報提供の充実及び利用者		NOSAIイントラネットに、以下の情報を掲載した。	情報提供の充実及			
の意見の反映	の意見の反映	<その他の指標>	① 農業保険関係業務の概要(毎年度)	び利用者の意見の			
信用基金の農業保険関係業	信用基金の農業保険関係業	〇 農業共済団体等へ	② 農業共済組合等の財務状況調査結果(毎年度)	反映に取り組んだ			
務の役割や手続きについて、利	務の役割や手続きについて、利	の農業保険関係業務	③ 貸付金利の変更(延べ53回)	ことから、Bとす			
用者等に対し、図表なども含め	用者等に対し、図表なども含め	の周知回数:年1回	④ 農業経営収入保険制度の導入等に伴う変更後の貸付取扱要領(平成30年度)	る。			
て分かりやすい形で周知する	て分かりやすい形で周知する	以上					
など情報提供の充実を図ると	など情報提供の充実を図ると		○ 全国会長会議等の全国会議において、農業保険関係業務の業務実績等について説明	<課題と対応>			
ともに、利用者からの意見募集	ともに、利用者からの意見募集	<評価の視点>	した。	-			
を幅広く定期的に行い、業務運	を幅広く定期的に行い、業務運	利用者に対する情報提					
営に適切に反映させる。	営に適切に反映させる。また、	供の充実、意見募集を	〇 NOSAIイントラネットを活用して、利用者から意見募集を行った。				
【指標】	相談や苦情等に対して適切に	行い、業務運営に反映					
○ 農業共済団体等への農業	対応する。	させる取組は行われて					
保険関係業務の周知状況	【指標】	いるか					
	○ 農業共済団体等への農業						
	保険関係業務の周知回数:年						
	1回以上						

#### 4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

В

<評定に至った理由>

中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

C V ) i () 寸

中期目標期間評価(見込評価) 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

## 1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-4-(2) 農業保険関係業務-共済団体等に対する貸付業務の適正な実施

2.	主な経年データ	7

と、土谷性十月 月								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	4日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		•	

3. 中期目標期間の業務に係る目標	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価						
中期目標		主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				
中期日标	中期計画	土は評価指標	業務実績	自己評価			
(2) 共済団体等に対する貸付業	(2) 共済団体等に対する貸付業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>			
務の適正な実施	務の適正な実施	なし	ア 民間金融機関から融資を受けるよう促進	評定:B			
ア 共済団体等に対する貸付	ア 共済団体等に対する貸付		○ NOSAIイントラネットや、全国会長会議等の全国会議を通じて、共済団体等	共済団体等に対する			
業務は、農業共済制度及び農	業務は、農業共済制度及び農	<その他の指標>	に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促した。	貸付業務の適正な実			
業経営収入保険事業の円滑	業経営収入保険事業の円滑	なし		施に取り組んだこと			
な実施を担保するためのセ	な実施を担保するためのセ		○ 共済団体に対し、災害等により被災した農業者に対する共済金の支払いに必要な	から、Bとする。			
ーフティネットであること	ーフティネットであること	<評価の視点>	資金の貸付けを9回(平成30年度~令和3年度累計)行った。				
を踏まえ、大災害時等の緊急	を踏まえ、大災害時等の緊急	共済団体等に対して、	いずれの貸付けについても、	<課題と対応>			
的な対応を除き、信用基金か	的な対応を除き、信用基金か	民間金融機関から融資	・ 当該借入申込みが大災害時等の緊急的な対応かどうか	_			
ら共済団体等に対し、民間金	ら共済団体等に対し、民間金	を受けるよう促す取組	・ 緊急的な対応ではない場合、民間金融機関からの融資を検討した上で信用基金				
融機関からの融資を受ける	融機関からの融資を受ける	が行われているか。適	から借入れを行うこととした理由				
よう促す。	よう促す。	正な事務処理が行われ	を内容とする調書を徴求した。				
その上で、共済団体等に対	その上で、共済団体等に対	ているか					
し貸付けを行う場合は、迅速	し貸付けを行う場合は、迅速		○ 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。				
かつ着実に実施するため、貸	かつ着実に実施するため、貸						
付審査の適正性を確保しつ	付審査の適正性を確保しつ		イ 適切な水準の貸付金利の設定				
つ、標準処理期間内に全ての	つ、標準処理期間(4日)内		○ 貸付金利について、農業共済団体等にとって過大な負担にならないよう、市中金				
案件を処理する。	に全ての案件を処理する。		利と同程度の水準(借入申込み期間に相当する全銀協日本円TIBORレートに、				
イ 貸付金利については、貸付	イ 貸付金利については、貸付		一定の率を上乗せ)とし、0.198~0.286%の水準に設定した。				
目的、調達コスト、市中金利	目的、調達コスト、市中金利						
等を考慮した適切な水準に	等を考慮した適切な水準に		ウ 貸付金及び貸付金利息の確実な回収				
設定する。	設定する。		○ 貸付金及び貸付金利息について、定められた期日どおりに全額回収した。				
ウ 貸付金及び貸付金利息に	ウ 貸付金及び貸付金利息に						
ついては、定められた期日に	ついては、定められた期日に						
確実に回収する。	確実に回収する。						

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	В
<評定に至った理由>	
中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。	
  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
   <その他事項>	
CV/IE事例と	

中期目標期間評価(見込評価) 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

#### 1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-5 漁業災害補償関係業務

2 主要な経年データ

2. 工安は性サブーク						
主要な参考指標情報	主要なインプット情報(財務性	青報及び人員に関す	する情報)			
漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
(第1―5―(1)参照) (2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 (第1―5―(2)参照)	予算額(千円)	28, 431, 756	28, 428, 508	28, 440, 045	30, 560, 625	
	決算額(千円)	14, 149	17, 120	15, 528, 058	67, 230, 227	
	経常費用(千円)	9,703	15, 988	20, 295	21, 382	
	経常収支 (千円)	△3,820	△9,952	△9,923	51,714	
	行政コスト(注)(千円)	2,630	15, 992	20, 417	21, 382	
	従事人員数(人) ※期首の全体数	<b>※110</b>	<b>※108</b>	<b>※110</b>	<b>※</b> 111	

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画		法人の業務実績・自己評価			
中别口信	中期計画	業務実績	自己評価			
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質	第1一5一(1)及び(2)を	同左	評定:A			
の向上に関する事項	参照。		1項目についてA、1項目についてBとしたことから、中項目「5 漁業災害補償関係業務」に			
5 漁業災害補償関係業務			ついてはA評価とする。			
(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実						
及び利用者の意見の反映						
(第1-5-(1)参照)						
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施						
(第1-5-(2)参照)						

#### 4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定 A

<評定に至った理由>

2つの小項目のうち、1項目でA、1項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「5 漁業災害補償関係業務」についてはA評価 とする。

(1項目×3点+1項目2点)/(2項目×2点)=125%

※算定にあたっては、評定毎の点数を、S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点としている。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>			
-			
5. その他参考情報			
-			